国土交通省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年六月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百九十六号

国土交通省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第五項、第十八条第四項及び第二十一条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第二十条の見出し中「技術総括審議官」の下に「、政策立案総括審議官」を加え、同条第一項中「技術総括審議官一人」の下に「、政策立案総括審議官一人」を加え、同条中第十項を第十一項とし、第四項から第九項までを一項ずつ繰り下げ、第三項の次に次の一項を加える。

4　政策立案総括審議官は、命を受けて、国土交通省の所掌事務に関する合理的な根拠に基づく政策立案の推進に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務並びに関係事務を総括整理する。

第二十一条第一項中「十五人」を「十六人」に改める。

第三十六条の見出し中「課等」を「課」に改め、同条第一項中「及び参事官一人」を削り、「政策課」を「社会資本整備政策課」に改め、「官民連携政策課」を削る。

第三十八条第二号中「基本的な政策」を「基本的かつ短期的な政策（官民の連携による社会資本整備に係るものを除く。）」に改め、「（官民連携政策課及び参事官の所掌に属するものを除く。）」を削る。

第四十二条を削り、第四十一条を第四十二条とし、第四十条を第四十一条とし、第三十九条を第四十条とし、第三十八条の次に次の一条を加える。

（社会資本整備政策課の所掌事務）

第三十九条　社会資本整備政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　国土交通省の所掌事務に係る社会資本整備に関する基本的な政策の企画及び立案並びに当該政策を実施するために必要な国土交通省の所掌事務の総括に関すること（政策課の所掌に属するものを除く。）。

二　社会資本の整合的かつ効率的な整備の推進に関すること（大臣官房の所掌に属するものを除く。）。

第五十三条から第五十八条までを次のように改める。

第五十三条から第五十八条まで　削除

第八十四条第二号中「第三十九条第一号イ」を「第四十条第一号イ」に改める。

第二百二十三条第一項中「二人」を「三人」に改める。

附　則

この政令は、平成三十年七月一日から施行する。

国土交通大臣　石井　啓一

内閣総理大臣　安倍　晋三

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年六月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百九十七号

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令

内閣は、毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第二十三条の八並びに別表第一第二十八号及び別表第二第九十四号の規定に基づき、この政令を制定する。

毒物及び劇物指定令（昭和四十年政令第二号）の一部を次のように改正する。

第一条中第一号の九を第一号の十とし、第一号の八を第一号の九とし、第一号の七の次に次の一号を加える。

一の八　五―イソシアナト―一―（イソシアナトメチル）―一・三・三―トリメチルシクロヘキサン及びこれを含有する製剤

第一条中第六号の十四を第六号の十五とし、第六号の七から第六号の十三までを一号ずつ繰り下げ、第六号の六の次に次の一号を加える。

六の七　二―クロロピリジン及びこれを含有する製剤

第一条中第十号の四を第十号の五とし、第十号の三の次に次の一号を加える。

十の四　（ジクロロメチル）ベンゼン及びこれを含有する製剤

第一条中第十九号の六を第十九号の七とし、第十九号の五を第十九号の六とし、第十九号の四の次に次の一号を加える。

十九の五　（トリクロロメチル）ベンゼン及びこれを含有する製剤

第一条中第二十二号の二を第二十二号の三とし、第二十二号の次に次の一号を加える。

二十二の二　ビス（四―イソシアナトシクロヘキシル）メタン及びこれを含有する製剤

第一条中第二十三号の三を第二十三号の五とし、第二十三号の二の次に次の二号を加える。

二十三の三　二―ヒドロキシエチル＝アクリラート及びこれを含有する製剤

二十三の四　二―ヒドロキシプロピル＝アクリラート及びこれを含有する製剤

第二条第一項中第四号の七を第四号の八とし、第四号の六を第四号の七とし、第四号の五を第四号の六とし、第四号の四の次に次の一号を加える。

四の五　Ｎ―（二―アミノエチル）エタン―一・二―ジアミン及びこれを含有する製剤

第二条第一項中第十一号の三を第十一号の四とし、第十一号の二を第十一号の三とし、第十一号の次に次の一号を加える。

十一の二　エタン―一・二―ジアミン及びこれを含有する製剤

第二条第一項第三十二号中(179)を(182)とし、(112)から(178)までを(115)から(181)までとし、(111)を(113)とし、その次に次のように加える。

(114)　二・三・三・三―テトラフルオロ―二―（トリフルオロメチル）プロパンニトリル及びこれを含有する製剤

第二条第一項第三十二号中(110)を(112)とし、(80)から(109)までを(82)から(111)までとし、(79)を(80)とし、その次に次のように加える。

(81)　四―（シアノメチル）―二―イソプロピル―五・五―ジメチルシクロヘキサンカルボキサニリド及びこれを含有する製剤

第二条第一項第三十二号中(78)を(79)とし、(32)から(77)までを(33)から(78)までとし、(31)の次に次のように加える。

(32)　一―（三―クロロ―二―ピリジル）―四′―シアノ―二′―メチル―六′―（メチルカルバモイル）―三―［五―（トリフルオロメチル）―二Ｈ―一・二・三・四―テトラゾール―二―イル］メチル］―一Ｈ―ピラゾール―五―カルボキサニリド及びこれを含有する製剤